

議案第2号

埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備
基金条例を廃止する条例制定について

埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例
を廃止する条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和2年2月6日 提出

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄

提 案 理 由

埼玉中部資源循環組合が令和2年3月31日をもって解散するため、基金を廃止し一
般会計に繰り入れることから、この案を提出するものである。

埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備
基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例（平成28年埼玉中部資源循環組合条例
第2号）
- (2) 埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例（平成28年埼玉中部資源循環組合条例
第3号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。